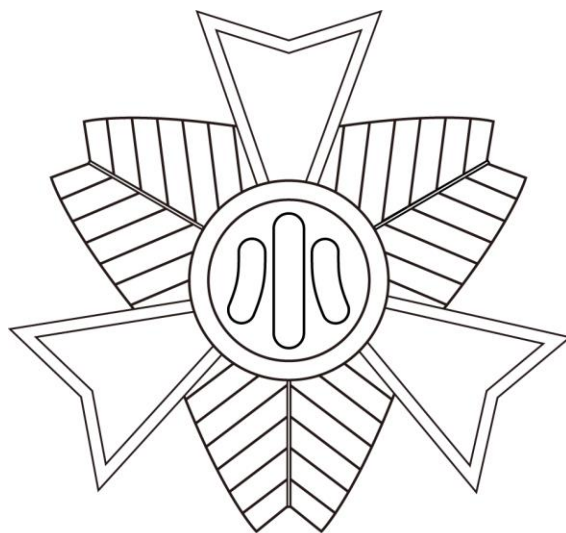


旭丘小学校いじめ防止基本方針



令和5年4月 改定

白山市立旭丘小学校

目次

はじめに	・・・・・・・・ 3
いじめの定義	
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	・・・・・・・・ 5
(1) いじめの理解	
(2) いじめの未然防止	
(3) いじめの早期発見	
(4) いじめへの対処	
(5) 地域や家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	・・・・・・・・ 6
(1) いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組	
① 道徳教育及び体験活動等の充実	
② 児童主体的な取組の推進	
③ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進	
④ 毎月のいじめアンケートの実施	
⑤ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備	
⑥ いじめ防止のための対策に関する教職員研修の充実	
⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施	
⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制 の整備	
(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置	
① 構成員	
② 機能・役割	
(3) いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための年間計画	
3 いじめに対する措置	・・・・・・・・ 11
(1) いじめ問題発生時の対応	
(2) 重大事態への対応	
① 重大事態の報告	
② 個別案件対応班による調査	
③ 事実関係を明確にするための調査の実施	
④ 調査結果の報告	

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の趣旨に基づき、また、白山市子どもの権利に関する条例に掲げている「安心して生きる権利」「守られる権利」「よりよく育つ権利」「参加する権利」を尊重し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

●個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起きたときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

●「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

●「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を取られたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

●インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

●いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、その学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「聴衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きににくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(4) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

（５）地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

（６）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

２ いじめの防止等のために学校が実施する施策

（１）いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

① 道徳教育及び体験活動等の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・一人ひとりの居場所のある、あたたかい学級づくり
- ・全教職員による、いじめは絶対に許さないという姿勢でのその場での指導
- ・相手を思いやった言葉遣いの指導の継続
- ・「わかった」「できた」「使えた」が実感できる、学び合い・かかわり合いのある授業づくり
- ・白山市子どもの権利に関する条例についての授業（道徳の時間）
- ・地域のゲストティーチャーを招いての交流授業（道徳の時間）
- ・縦割り活動による異学年交流の充実

② 児童の主体的な取組の推進

児童が学級活動や児童会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実を図る。

- ・毎月の生活目標に合わせたクラス目標の設定、実践、ふり返りと改善
- ・実行委員制による学年全体での活動
- ・児童同士のかかわりを意識したあいさつ運動の工夫（児童会企画）

③ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進

児童及びその保護者に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実を図る。

- ・学校ホームページ上にいじめ防止基本方針の掲載
- ・学校だより、生徒指導だより等による、方針や教育相談体制の積極的周知
- ・PTAと連携し、授業参観日等を利用した、保護者への講話会等の積極的な開催

④ 毎月のいじめアンケートの実施

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査、個人面談、その他必要な措置を推進する。また、アンケート調査、個人面談の取組状況を把握しておく。

- ・毎月のアンケートの実施と、その後の必要に応じた個別面談の実施
- ・担任のみによる判断ではなく、担任、生徒指導主事、管理職がアンケートに目を通し、情報共有による組織的な判断による、迅速かつ丁寧な対応
- ・アンケート結果と指導状況について、全職員での情報共有

⑤ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備

児童・保護者からの相談を受ける体制の充実を図り、教職員との協力体制の整備を図る。また、学校だより・生徒指導だよりによる、児童・保護者への積極的な周知を図る。

⑥ いじめ防止のための対策に関する教職員研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、毎年、いじめの問題に関する校内研修を実施する。

⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施

児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備

いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーとの協力体制を整備する。

⑨ 学校評価による教職員のいじめ問題への取組の見直し・改善

学校評価において、教職員が、いじめ防止基本方針に基づき、組織的に取り組むことができたかどうかの見直し、また、改善に向けた取組ができるようにする。

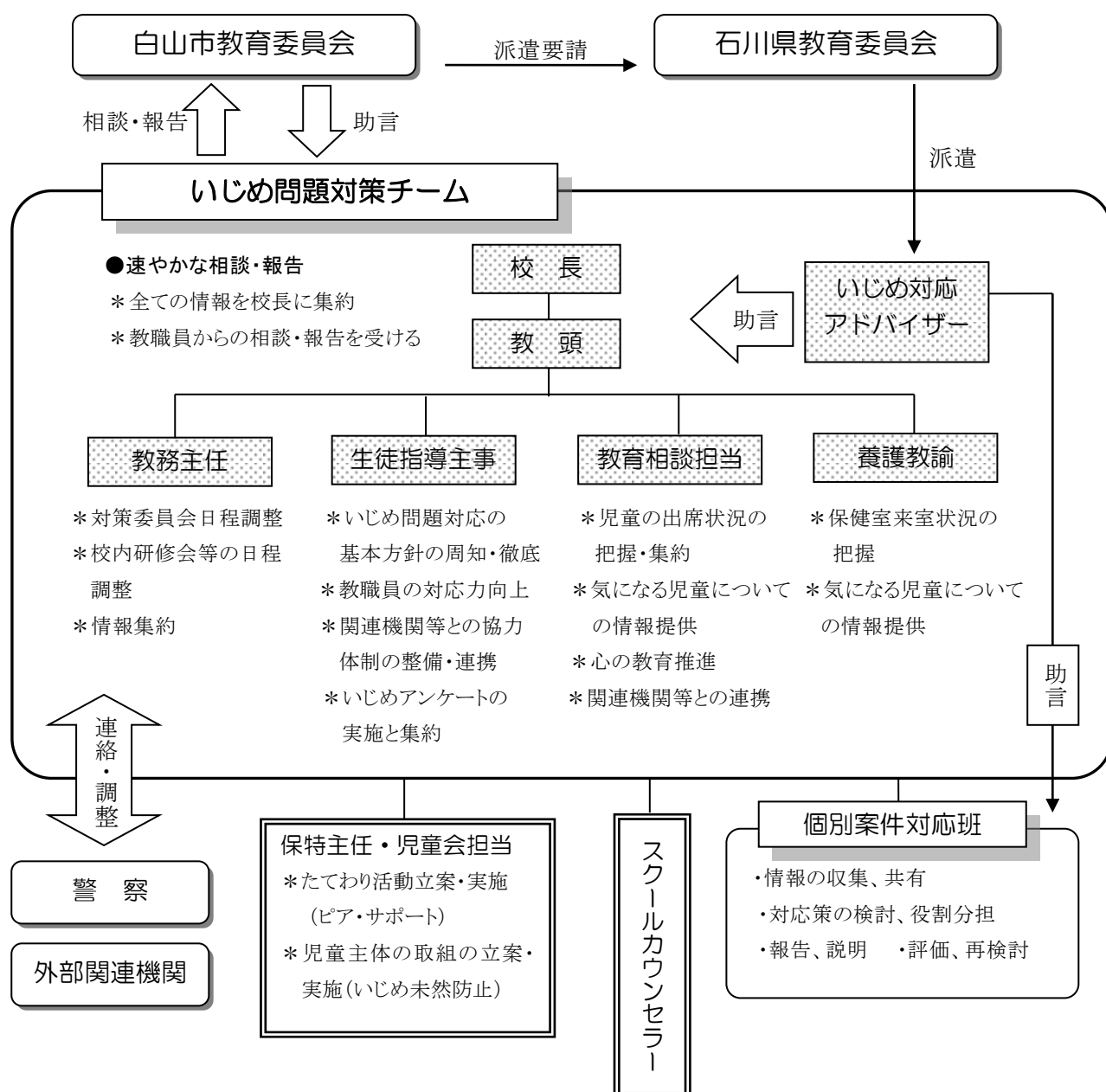
(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ対策についての総括的組織として「いじめ問題対策チーム」を設置する。いじめ問題対策チームは、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・いじめ対応アドバイザー（警察OBや退職校長等）、スクールカウンセラーにより構成される。

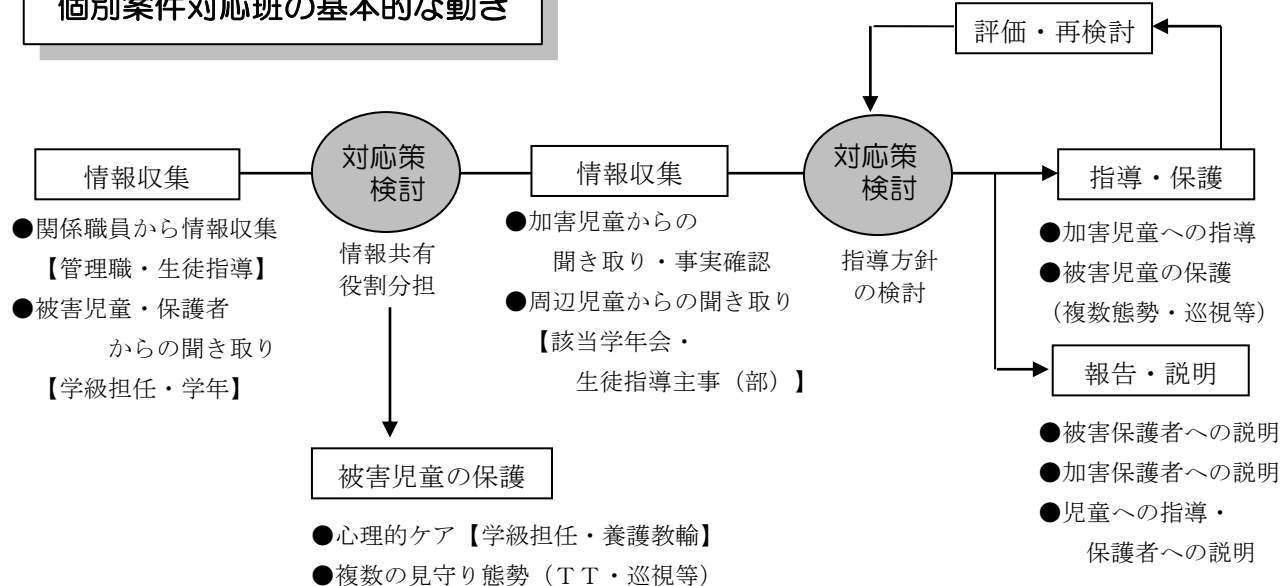
① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、
いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラー

② 機能・役割



個別案件対応班の基本的な動き



■R4 年度 学校いじめ対策組織（いじめ問題対策チーム）メンバー

職名・校務分掌等	氏 名
校 長	平 木 裕 子
教 頭	小 鍛 治 二 美
教 諭 教務主任	北 島 華 織
〃 生徒指導主事	守 護 聖 豪
〃 教育相談担当	並 河 央
養護教諭	上 田 陽 子
スクールカウンセラー	畠 紀 子
いじめ対応アドバイザー 生徒指導サポーター	三 瀬 繁



学校は、「いじめ問題対策チーム」を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する必要がある。また、当該チームは、各学校の基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を担う役割がある。

(3) いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための年間計画

	研究	生徒指導	保体・特活	地域・保護者
4月	授業改善に向けた全体研修会 道徳教育年間計画の周知 若手研（学級経営）	いじめ問題対策チーム設置 生徒指導研修会 児童理解の会① あいさつの取組 教えてくださいアンケート	学級活動年間計画の周知 縦割り班編成 遠足（学年交流） 新入生との交流（学年ごとに計画）	授業参観・PTA総会 ・懇談会（方針の説明） 学校いじめ防止基本方針の公表 （ホームページ上）
5月	情報教育（ネット使用時のマナー等）	あいさつの日 教えてくださいアンケート	縦割り班顔合わせの会 新縦割り班そうじ開始 旭っ子集会（児童会） 縦割り班活動	学校運営協議会
6月	道徳授業の公開	あいさつの日 いじめアンケート いじめ問題対策研修会①	あいさつ運動（児童会）	授業参観
7月	若手研（生徒指導）	あいさつの日 学校評価アンケート		学校評価アンケート 個人懇談
8月	授業改善に向けた全体研究会	児童理解の会② 生徒指導研修会		地域訪問（巡視）
9月		グッドマナーキャンペーン あいさつの日 あいさつの取組 教えてくださいアンケート	後期縦割り班編成	学校運営協議会

10 月	道徳授業の公開	あいさつの日 教えてくださいアンケート	縦割り班顔合わせの会 後期縦割り班そうじ開始 バス遠足（異学年交流） 運動会 旭っ子集会（児童会）	授業参観（休日参観） 講習会 （ネット利用関係）
11 月		あいさつの日 いじめアンケート いじめ問題対策研修会②	ふれあい読書会 縦割り班活動	
12 月	白山市子どもの権利 に関する条例につい ての授業	あいさつの日 人権週間の取組 学校評価アンケート	お楽しみ企画（児童会）	学校評価アンケート 個人懇談
1 月		あいさつの日 あいさつの取組 教えてくださいアンケート	あいさつ運動（児童会）	学校運営協議会
2 月	研究のまとめ	あいさつの日 いじめアンケート	6年生を送る会 （6年生へのメッセージ）	授業参観・懇談会
3 月	次年度の取組について	あいさつの日 児童理解の会③ アンケートの見直し いじめ防止基本方針 の見直し	縦割り班活動	

3 いじめに対する措置

(1) いじめ問題発生時の対応

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ問題対策チームに対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。（※学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ問題対策チームに報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。）

各教職員は学校のいじめ防止基本方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。いじめ問題対策チームで情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、その結果を市教委に報告する。

●いじめられている児童への対応

【学校】

- ・いじめられている児童を必ず守り通すという姿勢及び安全・安心を確保するための具体的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分に指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・児童の様子に十分注意して、児童のどんな小さな変化についても気につけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

●いじめている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしにしかるのではなく、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。

- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、自らの行為がいじめに当たることを十分に理解させようで指導に当たる。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを十分に理解させる。
- ・いじめた児童の不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめた児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、いじめの事実と指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

●いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

●いじめられている児童の保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている児童を守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても児童の様子に十分注意してもらい、児童のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

●いじめている児童の保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている児童や保護者の、辛く悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした学校側の姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

●いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- ・行為が止んでいない場合は、改めて、相当期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(2) 重大事態への対処

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、市教委へ、事態発生について報告する。

② 個別案件対応班による調査

いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、個別案件対応班を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査を実施する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

④ 調査結果の報告

ア 調査結果は市教委に報告する。

イ 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。